

# 修正箇所一覧 (1/3)

修正箇所	修正前	修正後
【資料-2-1】伊方発電所 使用済燃料乾式貯蔵施設の地盤（敷地の地質・地質構造）について		
P3	2018年12月21日 審査会合資料	今回提出資料
P3	○使用済燃料乾式貯蔵施設（以下「乾式貯蔵施設」という。）は、使用済燃料乾式貯蔵容器（以下「乾式貯蔵容器」という。）および使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下「乾式貯蔵建屋」という。）から構成される。耐震重要施設である乾式貯蔵容器は新設の乾式貯蔵建屋に設置する。	○使用済燃料乾式貯蔵施設（以下「乾式貯蔵施設」という。）は、 <b>兼用キャスクである</b> 使用済燃料乾式貯蔵容器（以下「乾式貯蔵容器」という。）および <b>周辺施設である</b> 使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下「乾式貯蔵建屋」という。）等から構成される。乾式貯蔵容器は新設の乾式貯蔵建屋に設置する。
P25	・片理面の走向・傾斜の頻度分布図を上半球投影で表示。	・片理面の走向・傾斜の頻度分布図を下半球投影に修正。
P26	・敷地内断層の走向・傾斜の頻度分布図を上半球投影で表示。	・敷地内断層の走向・傾斜の頻度分布図を下半球投影に修正。
【資料-2-2】伊方発電所 使用済燃料乾式貯蔵施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について		
P3	2019年7月5日 審査会合資料	今回提出資料
P3	○使用済燃料乾式貯蔵施設（以下「乾式貯蔵施設」という。）は、使用済燃料乾式貯蔵容器（以下「乾式貯蔵容器」という。）および使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下「乾式貯蔵建屋」という。）から構成される。耐震重要施設である乾式貯蔵容器は新設の乾式貯蔵建屋に設置する。	○使用済燃料乾式貯蔵施設（以下「乾式貯蔵施設」という。）は、 <b>兼用キャスクである</b> 使用済燃料乾式貯蔵容器（以下「乾式貯蔵容器」という。）および <b>周辺施設である</b> 使用済燃料乾式貯蔵建屋（以下「乾式貯蔵建屋」という。）等から構成される。乾式貯蔵容器は新設の乾式貯蔵建屋に設置する。
P4, 66	・適合していることを確認する審査ガイドを「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」としていた。	・適合していることを確認する審査ガイドを「 <b>原子炉発電所敷地内の輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド</b> 、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」と修正。



YONDEN

青字：修正に伴う変更箇所

赤字：修正箇所

## 修正箇所一覧 (2/3)

修正箇所	修正前	修正後
【資料-2-3】伊方発電所 中央構造線断層帯の長期評価の改訂による地震動評価への影響について		
	2019年4月19日 審査会合資料	今回提出資料
P24	<p>○伊方発電所の地震動評価では、敷地前面海域の詳細な調査結果等に基づき、鉛直ケースを基本ケースに設定したうえ北傾斜ケースを不確かさケースとして設定しており、その傾斜角は、地質境界断層の傾斜角が30°から40°とする知見を踏まえ、地震規模（断層面積）が保守的な設定となるよう北傾斜30°としている。</p>	<p>○伊方発電所の地震動評価では、敷地前面海域の詳細な調査結果等に基づき、震源断層をほぼ鉛直と評価している。しかしながら、地質調査結果等により地質境界断層の傾斜角が北傾斜30°から40°とする知見も得られたことから、震源断層は鉛直を基本ケースとしたうえで、不確かさケースとして北傾斜を考慮している。そして、地震動評価モデルの設定においては、北傾斜ケースの傾斜角は地震規模（断層面積）が保守的な設定となるよう30°を設定している。なお、傾斜角の不確かさが地震動評価に与える影響があまり大きくないことは既許可評価において確認している。</p>
P30	<p>・当社の北傾斜ケースについては、地質境界断層の傾斜角が30°から40°という知見を踏まえた上で、<u>地震規模（断層面積）が第二版で示された傾斜角40°よりも保守的な設定となる傾斜角30°を採用している。</u></p>	<p>・当社の地震動評価では、敷地前面海域の詳細な調査結果等に基づき、震源断層をほぼ鉛直と評価している。しかしながら、地質調査結果等により地質境界断層の傾斜角が北傾斜30°から40°とする知見も得られたことから、震源断層は鉛直を基本ケースとしたうえで、不確かさケースとして北傾斜を考慮している。そして、地震動評価モデルの設定においては、<u>北傾斜ケースの傾斜角は地震規模（断層面積）が保守的な設定となるよう30°を設定</u>している。なお、傾斜角の不確かさが地震動評価に与える影響があまり大きくないことは既許可評価において確認している。</p>
P32	<p>○地震動評価方針は既往評価と同様、応答スペクトルに基づく地震動評価および断層モデルを用いた手法による地震動評価を実施し、基準地震動評価への影響を確認する。</p> <p>当社の北傾斜ケースについては、地質境界断層の傾斜角が30°から40°という知見を踏まえた上で、<u>地震規模（断層面積）が第二版で示された傾斜角40°よりも保守的な設定となる傾斜角30°を採用</u>しており、評価に問題はないと考えられるものの、地震動評価に及ぼす影響を確認するため、北傾斜40°ケースを設定する。</p>	<p>○地震動評価方針は既往評価と同様（8ページに記載）、応答スペクトルに基づく地震動評価および断層モデルを用いた手法による地震動評価を実施し、基準地震動評価への影響を確認する。</p> <p>当社の北傾斜ケースについては、地質境界断層の傾斜角が30°から40°という知見を踏まえた上で、<u>地震動評価モデルの設定においては、地震規模（断層面積）が保守的な設定となるよう傾斜角30°を採用</u>しており、評価に問題はないと考えられるものの、地震動評価に及ぼす影響を確認するため、北傾斜40°ケースを設定する。</p>



## 修正箇所一覧 (3/3)

修正箇所	修正前	修正後
【資料-2-3】伊方発電所 中央構造線断層帯の長期評価の改訂による地震動評価への影響について		
P43	<p>2019年4月19日 審査会合資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伊方発電所の基準地震動の策定においては、地震本部の中央構造線断層帯の長期評価(第一版)を活用しているが、平成29年12月にその改訂版(第二版)が公表された。</li> <li>○地震本部によると、第一版からの改訂のポイントは、「断層全長の変更」、「断層の活動区分の変更」、「断層傾斜角」である。</li> <li>○長期評価改訂による伊方発電所の地震動評価への影響については  (中略)            -長期評価(第二版)において中央構造線断層帯の震源断層が北傾斜の可能性が高いとする理由の1つに、「断層の強度や摩擦係数等が他の断層より小さい」ことを挙げていることを踏まえると、北傾斜する断層が横ずれ運動を起こすためには断層の応力降下量は相対的に小さくなると想定されることから、敷地との位置関係も踏まえれば、<u>断層傾斜角は鉛直を基本と想定する方が保守的と考えられる。</u>            -当社の北傾斜ケースについては、地質境界断層の傾斜角が30°から40°という知見を踏まえた上で、<u>地震規模(断層面積)が第二版で示された傾斜角40°よりも保守的な設定となる傾斜角30°を採用している。</u>             ことから、鉛直を基本ケースとし、北傾斜ケースを不確かさケースとする当社評価に問題はなく、<u>地震動評価への影響はない。</u> (以下略)         </li> </ul>	<p>今回提出資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○以上を踏まえると、長期評価改訂による伊方発電所の地震動評価への影響については  (中略)            -第二版において中央構造線断層帯の震源断層は北傾斜の可能性が高いと<u>判断した</u>理由の1つとして、「断層の強度や摩擦係数等が他の断層より小さい」ことを挙げていることを踏まえると、北傾斜する断層が横ずれ運動を起こすためには断層の応力降下量は相対的に小さくなると想定されることから、敷地との位置関係も踏まえれば、<u>断層傾斜角は鉛直を基本と想定する方が保守的と考えられる。</u>            -当社の<u>地震動評価</u>では、敷地前面海域の詳細な調査結果等に基づき、震源断層をほぼ鉛直と評価している。しかしながら、地質調査結果等により地質境界断層の傾斜角が北傾斜30°から40°とする知見も得られたことから、震源断層は鉛直を基本ケースとしたうえで、不確かさケースとして北傾斜を考慮している。そして、地震動評価モデルの設定においては、<u>北傾斜ケースの傾斜角は地震規模(断層面積)が保守的な設定となるよう30°を設定</u>している。なお、傾斜角の不確かさが地震動評価に与える影響があまり大きくないことは既許可評価において確認している。            ことから、鉛直を基本ケースとし、北傾斜ケースを不確かさケースとする当社評価に問題はなく、<u>地震動評価への影響はない。</u>            ○以上より、中央構造線断層帯の長期評価の改訂は平成27年7月許可時の地震動評価に包含されており、伊方発電所の地震動評価への影響はない。 (以下略)         </li> </ul>

青字：修正に伴う変更箇所

赤字：修正箇所